

総財公第146号  
総財準第21号  
平成23年12月28日

各都道府県知事  
各指定都市長 } 殿

総務副大臣  
黄川田 徹

観光施設事業及び宅地造成事業における  
財政負担リスクの限定について（通知）

平成23年8月30日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）において、地方財政法（昭和23年法律第109号）の一部が改正され、事前届出制を導入する地方債協議制度の見直しが行われたところですが、このような地方公共団体の自主性・自立性を高める改革が進められていることから、地方公共団体の事業実施に伴う責任について一層留意する必要性が増しています。特に、経営に伴う収入によって企業債の償還等の経費をまかなうという独立採算制の原則を採用している公営企業については、事業の実施に当たり、経営が悪化した場合に地方公共団体に与える財政負担のリスクをあらかじめ厳格かつ慎重に判断することが求められます。

公営企業の中で、観光施設事業及び宅地造成事業は、必ずしも住民生活に必要なサービスを提供するものではなく、また、社会経済情勢の変化等による事業リスクが相対的に高い事業であります。景気の変動等に伴い事業の採算性が著しく悪化した場合には、累積した赤字を処理するために、住民生活に必要な不可欠な公共サービスの縮小や住民に過度の負担を強いるような事態が生ずる恐れもあります。

このため、観光施設事業及び宅地造成事業を実施する場合には、地方公共団体の財政負担のリスクを限定する観点から、下記の事項に御留意いただくようお願いいたします。

貴都道府県内の市区町村等に対しましても、周知されるようお願いいたします。  
なお、詳細については別途お知らせいたします。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

## 記

- 1 観光施設事業及び宅地造成事業（内陸工業用地等造成事業及び住宅用地造成事業に限る。以下同じ。）を新たに行う場合には、次の点に御留意いただきたい。
  - (1) 地方公共団体が公営企業により実施するのではなく、第三セクター等、法人格を別にして事業を実施すること。
  - (2) 事業を実施する法人においては、事業自体の収益性に着目したプロジェクト・ファイナンスの考え方による資金調達を基本とすること。
  - (3) 法人の債務に対して地方公共団体による損失補償は行わないこと。
  - (4) 法人の事業に関して、地方公共団体による公的支援（出資・貸付け・補助）を行う必要がある場合には、公共性、公益性を勘案した上で必要最小限の範囲にとどめること。
  
- 2 1の留意点を踏まえた上でなお地方公共団体が観光施設事業及び宅地造成事業を新たに公営企業により実施する場合には、平成24年度から、原則として、当該団体の財政状況も勘案し一定の基準未達の規模の事業に限り地方債の発行について同意又は許可を行う予定である。

また、法人格を別にして事業を実施する場合においても、公的支援（出資・貸付け・補助）に係る地方債の発行について、同様の取扱いとする予定である。
  
- 3 既存の観光施設事業及び宅地造成事業についても、地方公共団体の財政負担のリスクを限定する観点から、1の手法の導入について御検討いただきたい。
  
- 4 観光施設事業及び宅地造成事業以外の事業も含め、公営企業及び第三セクター等により新たに事業を実施する場合や既存事業の経営改革を進める場合には、地方公共団体の財政負担のリスクを限定するという観点から、「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」（平成21年6月23日付け総財公第95号）及び「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成21年7月8日付け総財公第103号・総財企第75号・総財経第96号）の趣旨等も踏まえ、適切に対処していただきたい。